

運賃改定等の実施に伴い、旅客営業規則を改正し規程を変更いたします（2025 月 (R7) 年 10 月 1 日改正、改正箇所のみ抜粋）
当規則等の運送約款については、[こちら](#)をご参照ください。

新旧比較表【旅客営業規則】

現行	改正後																																																								
第1章 総 則 第 2 章 乗車券の種類及び様式 (乗車券の種類) 第12条 乗車券の種類は、次のとおりとします。 (1) 普通乗車券 (2) IC 乗車券（定期乗車券（通勤定期乗車券・学生定期乗車券）を含む） (3) 団体乗車券（特例として会社が認めた船車券を含む） (4) 貸切乗車券 第4章 旅客運賃 第2節 普通旅客運賃 (普通旅客運賃) 第34条 大人の普通旅客運賃は、次のとおりとします。 (1) 2キロメートルまでは190円 (2) 2キロメートルを超え6キロメートルまでの区間は、前号に規定する額に2キロメートルまでを増すごとに40円を加算した額 (3) 6キロメートルを超え12キロメートルまでの区間は、第2号に規定する額に3キロメートルまでを増すごとに50円を加算した額 (4) 12キロメートルを超え19キロメートルまでの区間は、第3号に規定する額に3キロメートルまでを増すごとに40円を加算した額 2 小児の普通旅客運賃は、大人の普通旅客運賃の半額を端数計算した額とします。 第3節 定期旅客運賃 (定期旅客運賃) 第35条 大人定期旅客運賃は、次のとおりとします。 (1) 1か月定期旅客運賃 単位：円 <table><tr><th>営業キロ程</th><th>通勤定期運賃</th><th>学生定期運賃</th></tr><tr><td>2キロメートルまで</td><td>7, 510</td><td>5, 770</td></tr><tr><td>2キロメートルを超え3キロメートルまで</td><td rowspan="2">9, 180</td><td>6, 360</td></tr><tr><td>3キロメートルを超え4キロメートルまで</td><td>7, 060</td></tr><tr><td>4キロメートルを超え6キロメートルまで</td><td>10, 850</td><td>8, 350</td></tr><tr><td>6キロメートルを超え9キロメートルまで</td><td>12, 510</td><td>9, 620</td></tr><tr><td>9キロメートルを超え12キロメートルまで</td><td>14, 190</td><td>10, 910</td></tr><tr><td>12キロメートルを超え15キロメートルまで</td><td>15, 860</td><td>12, 190</td></tr><tr><td>15キロメートルを超え18キロメートルまで</td><td>17, 520</td><td>13, 480</td></tr><tr><td>18キロメートルを超え19キロメートルまで</td><td>19, 200</td><td>14, 770</td></tr></table> (2) 2か月学生定期旅客運賃 1か月学生定期旅客運賃を2倍し、これの0.3割の割引をして端数計算した額とします。 (3) 3か月定期旅客運賃 1か月定期旅客運賃を3倍し、これの1割の割引をして端数計算した額とします。	営業キロ程	通勤定期運賃	学生定期運賃	2キロメートルまで	7, 510	5, 770	2キロメートルを超え3キロメートルまで	9, 180	6, 360	3キロメートルを超え4キロメートルまで	7, 060	4キロメートルを超え6キロメートルまで	10, 850	8, 350	6キロメートルを超え9キロメートルまで	12, 510	9, 620	9キロメートルを超え12キロメートルまで	14, 190	10, 910	12キロメートルを超え15キロメートルまで	15, 860	12, 190	15キロメートルを超え18キロメートルまで	17, 520	13, 480	18キロメートルを超え19キロメートルまで	19, 200	14, 770	第1 総 則 第 2 章 乗車券の種類及び様式 (乗車券の種類) 第12条 乗車券の種類は、次のとおりとします。 (1) 普通乗車券 (2) IC 乗車券（定期乗車券（通勤定期乗車券・学生定期乗車券）を含む） (3) 団体乗車券 <u>(削除)</u> (4) 貸切乗車券 第4章 旅客運賃 第2節 普通旅客運賃 (普通旅客運賃) 第34条 大人の普通旅客運賃は、次のとおりとします。 <u>(1) 2キロメートルまで</u> <u>220円</u> <u>(2) 2キロメートルを超え4キロメートルまで</u> <u>260円</u> <u>(3) 4キロメートルを超え6キロメートルまで</u> <u>300円</u> <u>(4) 6キロメートルを超え9キロメートルまで</u> <u>350円</u> <u>(5) 9キロメートルを超え12キロメートルまで</u> <u>400円</u> <u>(6) 12キロメートルを超え15キロメートルまで</u> <u>430円</u> <u>(7) 15キロメートルを超え18キロメートルまで</u> <u>460円</u> <u>(8) 18キロメートルを超え19キロメートルまで</u> <u>490円</u> 2 小児の普通旅客運賃は、大人の普通旅客運賃の半額を端数計算した額とします。 第3節 定期旅客運賃 (定期旅客運賃) 第35条 大人定期旅客運賃は、次のとおりとします。 (1) 1か月定期旅客運賃 単位：円 <table><tr><th>営業キロ程</th><th>通勤定期運賃</th><th>学生定期運賃</th></tr><tr><td>2キロメートルまで</td><td><u>8, 580</u></td><td><u>6, 600</u></td></tr><tr><td><u>2キロメートルを超え4キロメートルまで</u></td><td><u>10, 140</u></td><td><u>7, 800</u></td></tr><tr><td>4キロメートルを超え6キロメートルまで</td><td><u>11, 700</u></td><td><u>9, 000</u></td></tr><tr><td>6キロメートルを超え9キロメートルまで</td><td><u>13, 650</u></td><td><u>10, 500</u></td></tr><tr><td>9キロメートルを超え12キロメートルまで</td><td><u>15, 600</u></td><td><u>12, 000</u></td></tr><tr><td>12キロメートルを超え15キロメートルまで</td><td><u>16, 770</u></td><td><u>12, 900</u></td></tr><tr><td>15キロメートルを超え18キロメートルまで</td><td><u>17, 940</u></td><td><u>13, 800</u></td></tr><tr><td>18キロメートルを超え19キロメートルまで</td><td>19, 200</td><td>14, 770</td></tr></table> (2) 2か月学生定期旅客運賃 1か月学生定期旅客運賃を2倍し、これの0.3割の割引をして端数計算した額とします。 <u>(3) 3か月通勤定期旅客運賃</u> <u>1か月通勤定期旅客運賃を3倍し、これの0.5割の割引をして端数計算した額とします。</u>	営業キロ程	通勤定期運賃	学生定期運賃	2キロメートルまで	<u>8, 580</u>	<u>6, 600</u>	<u>2キロメートルを超え4キロメートルまで</u>	<u>10, 140</u>	<u>7, 800</u>	4キロメートルを超え6キロメートルまで	<u>11, 700</u>	<u>9, 000</u>	6キロメートルを超え9キロメートルまで	<u>13, 650</u>	<u>10, 500</u>	9キロメートルを超え12キロメートルまで	<u>15, 600</u>	<u>12, 000</u>	12キロメートルを超え15キロメートルまで	<u>16, 770</u>	<u>12, 900</u>	15キロメートルを超え18キロメートルまで	<u>17, 940</u>	<u>13, 800</u>	18キロメートルを超え19キロメートルまで	19, 200	14, 770
営業キロ程	通勤定期運賃	学生定期運賃																																																							
2キロメートルまで	7, 510	5, 770																																																							
2キロメートルを超え3キロメートルまで	9, 180	6, 360																																																							
3キロメートルを超え4キロメートルまで		7, 060																																																							
4キロメートルを超え6キロメートルまで	10, 850	8, 350																																																							
6キロメートルを超え9キロメートルまで	12, 510	9, 620																																																							
9キロメートルを超え12キロメートルまで	14, 190	10, 910																																																							
12キロメートルを超え15キロメートルまで	15, 860	12, 190																																																							
15キロメートルを超え18キロメートルまで	17, 520	13, 480																																																							
18キロメートルを超え19キロメートルまで	19, 200	14, 770																																																							
営業キロ程	通勤定期運賃	学生定期運賃																																																							
2キロメートルまで	<u>8, 580</u>	<u>6, 600</u>																																																							
<u>2キロメートルを超え4キロメートルまで</u>	<u>10, 140</u>	<u>7, 800</u>																																																							
4キロメートルを超え6キロメートルまで	<u>11, 700</u>	<u>9, 000</u>																																																							
6キロメートルを超え9キロメートルまで	<u>13, 650</u>	<u>10, 500</u>																																																							
9キロメートルを超え12キロメートルまで	<u>15, 600</u>	<u>12, 000</u>																																																							
12キロメートルを超え15キロメートルまで	<u>16, 770</u>	<u>12, 900</u>																																																							
15キロメートルを超え18キロメートルまで	<u>17, 940</u>	<u>13, 800</u>																																																							
18キロメートルを超え19キロメートルまで	19, 200	14, 770																																																							

現行	改正後																																				
(4) 6か月定期旅客運賃 1か月定期旅客運賃を6倍し、これの2割の割引をして端数計算した額とします。	<u>(4) 3か月学生定期旅客運賃</u> <u>1か月学生定期旅客運賃を3倍し、これの1割の割引をして端数計算した額とします。</u> <u>(5) 6か月通勤定期旅客運賃</u> <u>1か月通勤定期旅客運賃を6倍し、これの1割の割引をして端数計算した額とします。</u> <u>(6) 6か月学生定期旅客運賃</u> <u>1か月学生定期旅客運賃を6倍し、これの2割の割引をして端数計算した額とします。</u>																																				
2 端数日付き学生定期の場合の運賃計算方は次のとおりとします。 (1) 1か月＋端数日数 第53条の規定を準用して算出した1か月学生定期旅客運賃の日割額に端数日数を乗じ端数計算した額と、1か月学生定期旅客運賃を合算した額とします。 (2) 2か月＋端数日数 第53条の規定を準用して算出した2か月学生定期旅客運賃の日割額に端数日数を乗じ端数計算した額と、2か月学生定期旅客運賃を合算した額とします。 (3) 3か月＋端数日数 第53条の規定を準用して算出した3か月学生定期旅客運賃の日割額に端数日数を乗じ端数計算した額と、3か月学生定期旅客運賃を合算した額とします。 3 小児の定期旅客運賃は、大人の定期旅客運賃の半額を端数計算した額とします。	2 端数日付き学生定期の場合の運賃計算方は次のとおりとします。 (1) 1か月＋端数日数 第53条の規定を準用して算出した1か月学生定期旅客運賃の日割額に端数日数を乗じ端数計算した額と、1か月学生定期旅客運賃を合算した額とします。 (2) 2か月＋端数日数 第53条の規定を準用して算出した2か月学生定期旅客運賃の日割額に端数日数を乗じ端数計算した額と、2か月学生定期旅客運賃を合算した額とします。 (3) 3か月＋端数日数 第53条の規定を準用して算出した3か月学生定期旅客運賃の日割額に端数日数を乗じ端数計算した額と、3か月学生定期旅客運賃を合算した額とします。 3 小児の定期旅客運賃は、大人の定期旅客運賃の半額を端数計算した額とします。																																				
第5節 貸切旅客運賃 (貸切旅客運賃) 第36条の2 貸切旅客運賃は、第31条の規定によらず、次により算出した運賃を合算するものとします。 (1) 基本運賃 1行程あたり貸切電車1編成ごとに下表に定める基本運賃を収受します。 (2) 加算運賃 貸切電車の乳児を除く実乗車人員が、第29条の2第2項に定める責任人員を超過する場合は、前号に定める基本運賃の他、その超過した人数に下表に定める加算運賃を乗じた額を併せて収受します。 <table><tr><td colspan="3">単位：円</td></tr><tr><th>運賃計算区間</th><th>基本運賃</th><th>加算運賃</th></tr><tr><td>長楽寺駅～本通駅～広域公園前駅～長楽寺駅の1行程</td><td>110,000</td><td>490</td></tr><tr><td>長楽寺駅～広域公園前駅～本通駅～長楽寺駅の1行程</td><td>110,000</td><td>490</td></tr><tr><td>長楽寺駅～本通駅間1往復の1行程</td><td>91,670</td><td>410</td></tr><tr><td>長楽寺駅～広域公園前駅間1往復の1行程</td><td>61,880</td><td>270</td></tr></table>	単位：円			運賃計算区間	基本運賃	加算運賃	長楽寺駅～本通駅～広域公園前駅～長楽寺駅の1行程	110,000	490	長楽寺駅～広域公園前駅～本通駅～長楽寺駅の1行程	110,000	490	長楽寺駅～本通駅間1往復の1行程	91,670	410	長楽寺駅～広域公園前駅間1往復の1行程	61,880	270	第5節 貸切旅客運賃 (貸切旅客運賃) 第36条の2 貸切旅客運賃は、第31条の規定によらず、次により算出した運賃を合算するものとします。 (1) 基本運賃 1行程あたり貸切電車1編成ごとに下表に定める基本運賃を収受します。 (2) 加算運賃 貸切電車の乳児を除く実乗車人員が、第29条の2第2項に定める責任人員を超過する場合は、前号に定める基本運賃の他、その超過した人数に下表に定める加算運賃を乗じた額を併せて収受します。 <table><tr><td colspan="3">単位：円</td></tr><tr><th>運賃計算区間</th><th>基本運賃</th><th>加算運賃</th></tr><tr><td>長楽寺駅～本通駅～広域公園前駅～長楽寺駅の1行程</td><td>110,000</td><td>490</td></tr><tr><td>長楽寺駅～広域公園前駅～本通駅～長楽寺駅の1行程</td><td>110,000</td><td>490</td></tr><tr><td>長楽寺駅～本通駅間1往復の1行程</td><td>91,670</td><td><u>430</u></td></tr><tr><td>長楽寺駅～広域公園前駅間1往復の1行程</td><td>61,880</td><td><u>300</u></td></tr></table>	単位：円			運賃計算区間	基本運賃	加算運賃	長楽寺駅～本通駅～広域公園前駅～長楽寺駅の1行程	110,000	490	長楽寺駅～広域公園前駅～本通駅～長楽寺駅の1行程	110,000	490	長楽寺駅～本通駅間1往復の1行程	91,670	<u>430</u>	長楽寺駅～広域公園前駅間1往復の1行程	61,880	<u>300</u>
単位：円																																					
運賃計算区間	基本運賃	加算運賃																																			
長楽寺駅～本通駅～広域公園前駅～長楽寺駅の1行程	110,000	490																																			
長楽寺駅～広域公園前駅～本通駅～長楽寺駅の1行程	110,000	490																																			
長楽寺駅～本通駅間1往復の1行程	91,670	410																																			
長楽寺駅～広域公園前駅間1往復の1行程	61,880	270																																			
単位：円																																					
運賃計算区間	基本運賃	加算運賃																																			
長楽寺駅～本通駅～広域公園前駅～長楽寺駅の1行程	110,000	490																																			
長楽寺駅～広域公園前駅～本通駅～長楽寺駅の1行程	110,000	490																																			
長楽寺駅～本通駅間1往復の1行程	91,670	<u>430</u>																																			
長楽寺駅～広域公園前駅間1往復の1行程	61,880	<u>300</u>																																			
2 貸切電車の運行行程が、複数にわたる場合は、各運賃計算区間毎の基本運賃及び加算運賃を合算します。	2 貸切電車の運行行程が、複数にわたる場合は、各運賃計算区間毎の基本運賃及び加算運賃を合算します。																																				
第5章 乗車券の効力 (乗車券の使用条件) 第37条 乗車券は、特に定める場合を除き、その券面表示事項に従って、1回に限り使用することができます。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は、1枚につき1人に限るものとします。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しません。 (券面表示事項等が不明となった乗車券) 第38条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったとき又はその磁気情報等の効力が失われたときは使用することができません。 2 前項の規定により使用できない乗車券（普通乗車券を除く。）を所持する旅客は、これを発売駅に提出して書換えを請求しなければなりません。 3 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により不明事項が判別できるときは、当該乗車券と引き換えに再発行の取扱いをします。 4 第1項の規定により使用できない普通乗車券を所持する旅客は、係員に申し出て払戻しを請求のうえ、買い換えなければなりません。 5 第3項及び前項に規定する取扱いを行った場合、旅客の過失によるときは、次の各号に規定する手数料を収受します。 <table><tr><td>(1) 普通乗車券</td><td>100円</td></tr><tr><td>(2) 定期乗車券</td><td>520円</td></tr><tr><td>(3) 団体乗車券、貸切乗車券</td><td>200円</td></tr></table>	(1) 普通乗車券	100円	(2) 定期乗車券	520円	(3) 団体乗車券、貸切乗車券	200円	第5章 乗車券の効力 (乗車券の使用条件) 第37条 乗車券は、特に定める場合を除き、その券面表示事項に従って、1回に限り使用することができます。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は、1枚につき1人に限るものとします。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しません。 (券面表示事項等が不明となった乗車券) 第38条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったとき又はその磁気情報等の効力が失われたときは使用することができません。 2 前項の規定により使用できない乗車券（普通乗車券を除く。）を所持する旅客は、これを<u>駅</u>に提出して書換えを請求しなければなりません。 3 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申出その他の方法により不明事項が判別できるときは、当該乗車券と引き換えに再発行の取扱いをします。 4 第1項の規定により使用できない普通乗車券を所持する旅客は、係員に申し出て払戻しを請求のうえ、買い換えなければなりません。 5 第3項及び前項に規定する取扱いを行った場合、旅客の過失によるときは、次の各号に規定する手数料を収受します。 <table><tr><td>(1) 普通乗車券</td><td><u>110円</u></td></tr><tr><td>(2) 定期乗車券</td><td>520円</td></tr><tr><td>(3) 団体乗車券、貸切乗車券</td><td><u>220円</u></td></tr></table>	(1) 普通乗車券	<u>110円</u>	(2) 定期乗車券	520円	(3) 団体乗車券、貸切乗車券	<u>220円</u>																								
(1) 普通乗車券	100円																																				
(2) 定期乗車券	520円																																				
(3) 団体乗車券、貸切乗車券	200円																																				
(1) 普通乗車券	<u>110円</u>																																				
(2) 定期乗車券	520円																																				
(3) 団体乗車券、貸切乗車券	<u>220円</u>																																				

現行	改正後
第 7 章 旅客の特殊取扱い 第3節 乗車券の紛失 (乗車券を紛失したときの取扱方) 第56条 旅客から乗車券紛失の申出があった場合は、次の各号により取り扱います。 (1) 係員が乗車券紛失の事実を認定できる場合は、乗車区間の普通旅客運賃を収受します。 (2) 係員が乗車券紛失の事実を認定出来ない場合は、乗車区間の普通旅客運賃とその2倍に相当する増運賃を併せて収受します。 2 前項の規定により、再度旅客運賃を支払った旅客は、会社に対して「別表9」に定める再収受証明書の交付を請求することができます。ただし、定期乗車券を紛失した旅客は、再収受証明書の交付を請求することはできません。 3 旅客が団体乗車券及び貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第1項第1号の規定にかかわらず、別に定める再発行申込書の提出を受け、手数料200円を収受して、再発行することがあります。 第 8 章 旅客運賃の払戻し 第1節 通 則 (旅客運賃の払戻し手数料の収受) 第66条 旅客運賃の払戻しをする場合は、第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する各制限又は停止により、払戻しの取扱いをする場合並びに電車の運行不能又は遅延のため第59条又は第60条の規定に基づき払戻しの取扱いをする場合を除いて、次の各号による手数料を収受します。 (1) 普通乗車券 1枚につき 100円 (2) 定期乗車券 1枚につき 220円 (3) その他の乗車券 1枚につき 200円 第 10 章 入場券 (入場券の発売) 第82条 大人及び小児が乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合は、入場券を購入しなければなりません。この場合、入場者の年齢別区分及び幼児又は乳児の随伴については、第31条の規定を準用します。 2 入場券の様式は、「別表12」に定めるとおりとします。ただし、会社が必要と認めた場合は、発売方、様式等について別に定める場合があります。 (入場料金) 第83条 入場料金は1人について大人190円、小児100円とします。 附 則 この規則は、2025年 4月25日から改正施行します。	第 7 章 旅客の特殊取扱い 第3節 乗車券の紛失 (乗車券を紛失したときの取扱方) 第56条 旅客から乗車券紛失の申出があった場合は、次の各号により取り扱います。 (1) 係員が乗車券紛失の事実を認定できる場合は、乗車区間の普通旅客運賃を収受します。 (2) 係員が乗車券紛失の事実を認定出来ない場合は、乗車区間の普通旅客運賃とその2倍に相当する増運賃を併せて収受します。 2 前項の規定により、再度旅客運賃を支払った旅客は、会社に対して「別表9」に定める再収受証明書の交付を請求することができます。ただし、定期乗車券を紛失した旅客は、再収受証明書の交付を請求することはできません。 3 旅客が団体乗車券及び貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第1項第1号の規定にかかわらず、別に定める再発行申込書の提出を受け、手数料220円を収受して、再発行することがあります。 第 8 章 旅客運賃の払戻し 第1節 通 則 (旅客運賃の払戻し手数料の収受) 第66条 旅客運賃の払戻しをする場合は、第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する各制限又は停止により、払戻しの取扱いをする場合並びに電車の運行不能又は遅延のため第59条又は第60条の規定に基づき払戻しの取扱いをする場合を除いて、次の各号による手数料を収受します。 (1) 普通乗車券 1枚につき 110円 (2) 定期乗車券 1枚につき 220円 (3) その他の乗車券 1枚につき 220円 第 10 章 入場券 (入場券の発売) 第82条 大人及び小児が乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合は、入場券を購入しなければなりません。この場合、入場者の年齢別区分及び幼児又は乳児の随伴については、第31条の規定を準用します。 2 入場券の様式は、「別表12」に定めるとおりとします。ただし、会社が必要と認めた場合は、発売方、様式等について別に定める場合があります。 (入場料金) 第83条 入場料金は1人について大人220円、小児110円とします。 附 則 この規則は、2025年10月 1日から改正施行します。

現行	改正後
別表3（第14条） 普通乗車券の様式 3 cm 5.75 cm 2024.12.25 広島高速交通 県庁前 190円区間 小児 100円 当日限り有効101 下車前途無効 県庁前駅発行 14:50 0500 (大人用) 2024.12.25 広島高速交通 県庁前 190円区間 小児 100円 当日限り有効101 下車前途無効 県庁前駅発行 14:50 0501 (小児用) 2024.12.25 広島高速交通 県庁前 190円区間 特別 100円 当日限り有効101 下車前途無効 県庁前駅発行 14:51 0502 (特定割引用) 2024.12.25 広島高速交通 県庁前 190円区間 小児 100円 当日限り有効101 下車前途無効 県庁前駅発行 14:53 0505 (I C乗車券で 換券した場合)	別表3（第14条） 普通乗車券の様式 3 cm 5.75 cm 2025.-9.-2 広島高速交通 県庁前 220円区間 小児 110円 当日限り有効101 下車前途無効 県庁前駅発行 15:20 0597 (大人用) 2025.-9.-2 広島高速交通 県庁前 220円区間 小児 110円 当日限り有効101 下車前途無効 県庁前駅発行 15:21 0598 (小児用) 2025.-9.-2 広島高速交通 県庁前 220円区間 特別 110円 当日限り有効101 下車前途無効 県庁前駅発行 15:22 0599 (特定割引用) 2025.-9.-2 広島高速交通 県庁前 220円区間 小児 110円 当日限り有効101 下車前途無効 県庁前駅発行 15:33 0627 (I C乗車券で 換券した場合)
別表4-1（第14条） 定期乗車券の様式 (表面) 通勤定期券(大人用) 通勤定期券(小児用) 通勤定期券(特定割引用) 学生定期券(大人用) 学生定期券(小児用) 学生定期券(特定割引用) (裏面)	別表4-1（第14条） 定期乗車券の様式 (表面) 通勤定期券(大人用) 通勤定期券(小児用) 通勤定期券(特定割引用) 学生定期券(大人用) 学生定期券(小児用) 学生定期券(特定割引用) (裏面)

現行

別表 7 (第 4 7 条)

学生定期乗車券用学生証明書 (一般例例示)

	
学 生 証 明 書 № _____	
	所 属 _____
	学 年 年
	氏 名 _____
	_____ 年 月 日 生 (才)
	住 所 _____
上記の者は当校の学生であることを証明する _____ 年 月 日 発行	
所 在 地 _____	
発 行 者 _____	
学 校 長 _____	印 _____

表

裏

＜主 意＞

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。
- (4) この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき又は修了、退校等によって校籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。
- (5) この証明書の有効期間は発行の日から一箇年とする。

表

＜主 意＞

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。
- (4) この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき又は修了、退校等によって校籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。
- (5) この証明書の有効期間は発行の日から一箇年とする。

裏

改正後

別表 7 (第 4 7 条)

学生定期乗車券用学生証明書の様式 (一般例示)

 学 生 証 明 書 No. _____	
 所属	
学年	年
氏名	
年 月 日生 (才)	
住所	
上記の者は当校の学生であることを証明する	
年 月 日発行	
所在地	
発行者	
学校長	印

表

＜注意事項＞	
(1)	この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
(2)	この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(3)	この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。
(4)	この証明書は新たな証明書の交付を受けたとき又は修了、退校等によって校籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。
(5)	この証明書の有効期間は発行の日から一箇年とする。

裏

表

(注意)

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。
- (4) この証明書は新たな証明書の交付を受けたときは修了、退校等によって校籍を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。
- (5) この証明書の有効期間は発行の日から一箇年とする。

車

別表 8（第 5 1 条）

出場証の様式

3 cm

5.75 cm

2024.12.25
広島高速交通

出場証

220円

自動改札機を
お通り下さい
当駅当日1回限り有効
長楽寺駅発行

0 2 9 8

5.75
cm

出場証

自動改札機を
お通り下さい
当駅当日1回限り有効
長楽寺駅発行

0 2 9²¹ 8

別表 8 (第 5 1 条)

出場証の様式

The diagram illustrates the format of a toll receipt (出場証). It consists of a yellow rectangular receipt with a repeating circular pattern. To the left of the receipt, a vertical line with horizontal end caps indicates a height of 5.75 cm. Above the receipt, a horizontal line with vertical end caps indicates a width of 3 cm. The receipt itself contains the following text from top to bottom: the date '2025.-9.-2', the company '広島高速交通', the title '出場証' in large bold characters, the amount '300円', the instruction '自動改札機を お通り下さい', the validity '当駅当日1回限り有効', the issuer '長楽寺駅発行', and the card number '0 3 5 2' with a small '21' above the '5'.

5.75
cm

— —

出場証

自動改札機を
お通り下さい
当駅当日1回限り有効
長楽寺駅発行

0 3 5²¹ 2

別表 1 1（第 7 6 条）

旅行証明書の様式

表

裏

旅行証明書 ㊞

下記の者は、当施設 の被教護者で下記区間を旅行することを証明する。

氏 名 (才)

付添人氏名 (才)

乗車船区間 駅から 駅まで

昭和 年 月 日発行

発 行 者

所 在 地

施 設 名

施設代表者氏名

(注 意)

(1) この証明書は、被教護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。

(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(5) この証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

別表 1 2（第 8 2 条）

入場券の様式

3 cm

5.75 cm

広島高速交通
2024.12.25
県 庁 前 駅
入場券
大人 190 円
車内に立ち入る
ことはできません
発売当日入場後
1 時間以内有効
101
14:51 0503

別表 1 1（第 7 6 条）

旅行証明書の様式（一般例示）

表

裏

旅行証明書 ㊞

下記の者は、当施設 の被教護者で下記区間を旅行することを証明する。

氏 名 (才)

付添人氏名 (才)

乗車船区間 駅から 駅まで

年 月 日発行

発 行 者

所 在 地

施 設 名

施設代表者氏名

(注 意)

(1) この証明書は、被教護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。

(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(5) この証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

別表 1 2（第 8 2 条）

入場券の様式

3 cm

5.75 cm

広島高速交通
2025.-9.-2
県 庁 前 駅
入場券
大人 220 円
車内に立ち入る
ことはできません
発売当日入場後
1 時間以内有効
101
15:30 0621